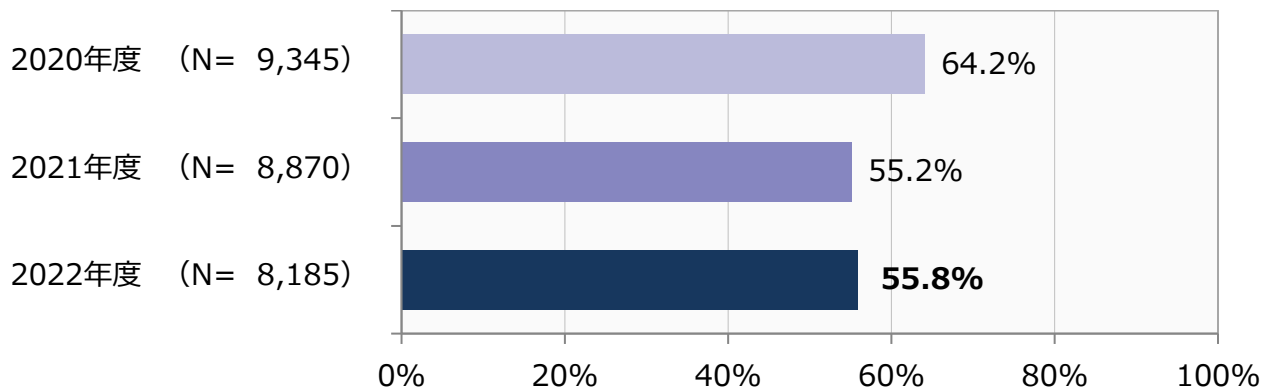


退院時服薬指導実施率

入院中に服薬指導を行い「薬剤管理指導料」を算定した患者のうち、退院時服薬指導を実施し「退院時薬剤情報管理指導料」を算定した割合をみていきます。

退院時服薬指導は、患者またはその家族に対する服薬指導だけでなく、退院または転院後の治療等を担う医療機関に対し、お薬説明書やお薬手帳を用いて、入院中の薬物療法（副作用、一包化等の調剤情報を含む）について情報を提供することも含まれています。そのため、退院時服薬指導の実施率の向上は、退院または転院後も継続的に安全な薬物療法を提供できる体制作りにも寄与すると考えます。



当院値の定義・算出方法

分子： 退院時薬剤情報管理指導料を算定した患者数
分母： 薬剤管理指導料を算定した患者数（退院月で集計）

$$\frac{\text{分子}}{\text{分母}} \times 100 (\%)$$

※グラフ中のN数は分母の値を示しています。

結果の考察と今後のとりくみ

2022年度の退院時服薬指導実施率は56%であり、COVID-19の影響で実施率の低下した前年度と同等となりました。退院時薬剤情報管理指導料の算定は、患者に指導ができない場合、その家族への指導が必要となるが、COVID-19の流行により家族の面会が制限され指導ができなかったことが影響しています。

2023年度も、引き続きCOVID-19の影響を受けると予想されますが、退院時服薬指導の機会を高めるために現行の各病棟に1名の病棟薬剤師を配置する体制から、繁忙な病棟に対しては、複数名の病棟薬剤師で退院時服薬指導等の病棟業務を行う体制を検討していきます。

文責：副薬剤部長
由井 園 陽一